

## 桑の実馬場保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

### Ⅰ 事業者の運営主体

|              |                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------|
| 事業者の名称       | 社会福祉法人 桑の実会                                      |
| 事業者の所在地      | 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘 6-2835-2                             |
| 事業者の電話番号・FAX | Tel : 04-2921-1160    Fax : 04-2921-1161         |
| 代表者氏名        | 理事長 濱野 賢一                                        |
| 定款の目的に定めた事業  | 第一種社会福祉事業:特別養護老人ホーム経営・軽費老人ホーム経営<br>第二種社会福祉事業:保育園 |

### 2 施設の概要

|                   |                                          |     |     |     |       |
|-------------------|------------------------------------------|-----|-----|-----|-------|
| 種 別               | 小規模保育事業A型                                |     |     |     |       |
| 名 称               | 桑の実馬場保育園 事業所番号:1410052003241             |     |     |     |       |
| 所 在 地             | 〒230-0076 横浜市鶴見区馬場1丁目 20-12              |     |     |     |       |
| 電 話 番 号 ・ F A X   | Tel : 045-633-1303    Fax : 045-633-1369 |     |     |     |       |
| 施 設 長 氏 名         | 園長 高内 彩                                  |     |     |     |       |
| 開 設 年 月 日         | 平成27年4月1日                                |     |     |     |       |
| 利 用 定 員 ( 年 齢 別 ) | 0歳児                                      | 1歳児 | 2歳児 | 合計  | 3歳児以上 |
|                   | 3人                                       | 8人  | 8人  | 19人 |       |
| 対 象 年 齢           | 生後57日～2歳児                                |     |     |     |       |
| 取扱う保育事業           | 延長保育事業・年度限定保育事業(受入れ1名)                   |     |     |     |       |

### 3 施設・設備の概要

|         |         |
|---------|---------|
| 敷 地 面 積 | 243.58㎡ |
|---------|---------|

|                   |         |                 |
|-------------------|---------|-----------------|
| 園 舎               | 構 造     | 鉄骨造             |
|                   | 延 床 面 積 | 99.37㎡          |
| 設 備 の 種 類         |         | 冷暖房、セコム防犯サービス   |
| 屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ） |         | （代替場所 馬場一丁目公園）他 |

#### 4 施設の目的、運営方針

|         |                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的     | 児童福祉法・子ども子育て支援法・その他関係法令に則り、保育所<br>保育指針及び全体的な計画に沿い、保育を提供する通所保育園                |
| 運 営 方 針 | 保育理念：その子らしさとその人らしさを求めて<br>園指針：にこにこ やさしく おひさまのように<br>ゆっくり じっくり かめさんのように おおきな～れ |

#### 5 職員体制 ※別表

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 施 設 長         | 1 人（資格：保育士資格有）   |
| 保 育 士         | 8 人（資格：全員保育士資格有） |
| 栄 養 士         | 2 人              |
| 調 理 師 ・ 調 理 員 | 1 人              |
| 事 務 員 ・ 看 護 師 | 1 人（兼務）          |

#### 6 保育・教育を提供する日

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 開 園 日 | 4月1日～3月31日              |
| 休 園 日 | 日曜・祝日・国民の休日 12月29日～1月3日 |

#### 7 保育・教育を提供する時間

##### （1）開所時間

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 月曜日から金曜日 | 午前7時00分から午後 7 時00分まで |
|----------|----------------------|

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 土曜日 | 午前7時00分から午後6時00分まで |
|-----|--------------------|

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 月曜日から金曜日の保育時間(11時間) | 午前7時00分から午後6時00分まで |
| 土曜日の保育時間(11時間)      | 午前7時00分から午後6時00分まで |
| 延長保育時間              | 午後6時00分から午後7時00分まで |

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

|                    |                                              |
|--------------------|----------------------------------------------|
| 月曜日から金曜日の保育時間(8時間) | 午前8時30分から午後4時30分まで                           |
| 土曜日の保育時間(8時間)      | 午前8時30分から午後4時30分まで                           |
| 延長保育時間             | 朝:午前7時00分から午前8時30分まで<br>夕:午後4時30分から午後7時00分まで |

8 利用料金 ※別表

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 利用料(利用者負担)  | 保護者が居住する市町村が定める利用料      |
| 延長保育料       | 30分あたり1,700円 10日以内で850円 |
| 主食提供        | 保護者負担なし                 |
| 間食に関する料金    | 間食:月額2,500円             |
| その他別表に定める料金 | 教材費実費・寝具リース実費・保護者実費負担額  |

9 支払方法

|                                    |                   |
|------------------------------------|-------------------|
| 口座振替払、現金払等の支払                      | 支払期日:毎月28日口座引き落とし |
| 利用者負担額、延長保育料、間食代、教材実費等。末日締切、15日請求。 |                   |

10 提供する保育・教育の内容

|                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|
| 児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿い乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。 |
|------------------------------------------------------------------------|

<毎日の保育・教育の流れ>

| 時間    | 平日                            | 土曜                            |
|-------|-------------------------------|-------------------------------|
| 7:00  | 開園<br><br>保育標準時間(11時間)開始      | 開園<br><br>保育標準時間(11時間)開始      |
| 7:30  | 順次登園 朝の視診                     | 順次登園 朝の視診                     |
| 8:30  | 保育短時間(8時間)開始<br><br>順次登園 朝の視診 | 保育短時間(8時間)開始<br><br>順次登園 朝の視診 |
| 9:00  | おやつ                           | おやつ                           |
| 9:30  | 遊び(室内外)・散歩                    | 遊び(室内外)                       |
| 11:00 | 食事(年齢によって前後します)               | 食事(年齢によって前後します)               |
| 11:30 | 歯磨き 着替え                       | 歯磨き 着替え                       |
| 12:00 | お昼寝(年齢によって前後します)              | お昼寝(年齢によって前後します)              |
| 12:30 | ↓                             | ↓                             |
| 14:30 | 目覚め                           | 目覚め                           |
| 15:00 | おやつ                           | おやつ                           |
| 15:30 | 遊び                            | 遊び                            |
| 16:00 | 健康観察 順次降園                     | 健康観察 順次降園                     |
| 16:30 | 保育短時間終了                       | 保育短時間終了                       |
| 18:00 | 保育標準時間終了                      | 保育標準時間終了                      |
| 18:30 | 延長保育 間食                       |                               |
| 19:00 | 延長保育終了 閉園                     |                               |

\* 屋外遊戯場(馬場1丁目公園) \*お散歩コース(せせらぎ緑道、わたうちだに、馬場花木園等)

## <保育計画(年間)>

| ク ラ ス                | 保 育 計 画                                                                                                                                                                                       |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 0 歳 児                | 愛着形成を第一とし、甘えや要求を十分に受けとめ、保育者と信頼関係を築きながら、情緒の安定を図る。甘えを十分に受けとめられることで、自分の気持ちや要求を表せるようにする。個々の生活リズムを大切にしながら、よく食べ、よく遊び、よく眠る環境を整える。一人ひとりの発達に合わせた離乳の完成、歩行の自立、豊かな感情や発語を育む。家庭との連絡を密に取りながら保護者との信頼関係を築いていく。 |
| 1 歳 児                | 保育者との安定した信頼関係の中で好きな遊びを見つけ十分に楽しむ。自分のしてほしい気持ちを出せるようにする。遊びを通して友だちに関心を持ち関わる楽しさを知る。身の回りの生活習慣に関心を持ち自分でやってみようとする。                                                                                    |
| 2 歳 児                | 安心した保育者との関わりの中で簡単な身の回りの事を自分でしようとする。相手の気持ちに触れたり、思い通りにならないことを知り自己統制力を育てる。十分に体を動かして、保育者や友達と遊ぶ楽しさや集団生活を体験する。                                                                                      |
| そ の 他<br>( 年 間 行 事 ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の保育の延長としての取り組みを行う。</li> <li>・年齢、季節等を考慮し取り組み方は適宜に行う。</li> <li>・保護者に参加して頂く事で、子どもの嬉しい気持ちや、安定を図る。</li> <li>・保護者に参加して頂く事で保育の理解を得る。</li> </ul>            |

## <クラス編成>

|       |      |       |     |       |      |
|-------|------|-------|-----|-------|------|
| 0 歳 児 | ひよこ組 | 1 歳 児 | りす組 | 2 歳 児 | うさぎ組 |
|-------|------|-------|-----|-------|------|

## II 給食等について

| 提供内容 | おやつ<br>9:00 | 給食 11:00 |    | おやつ<br>15:00 | 保育園での摂取割合<br>(一日の摂取カロリー) |
|------|-------------|----------|----|--------------|--------------------------|
|      |             | 主食       | 副食 |              |                          |
| 0歳児  | ○           | ○        | ○  | ○            | 50%<br>(950kcal)         |
| 1歳児  | ○           | ○        | ○  | ○            |                          |
| 2歳児  | ○           | ○        | ○  | ○            |                          |

## 《給食の提供にあたって》

栄養士の作成した献立で、いろいろな味に慣れること、栄養的にバランスの取れたもの、行事食等、季節を感じる工夫をし、食材本来の味を味わう為、薄味で美味しく調理いたします。

- ・自園調理（離乳食・給食・おやつ・間食・行事食等）
- ・献立表（離乳食・給食・おやつ・間食）
- ・食育の取組（行事食・食育指導・調理保育・給食だより・栄養相談等）

#### ＜アレルギー対応について＞

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」を使用し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応 状況によっては、お弁当をお願いすることがあります。
- ・医師からの除去依頼書⇒1年ごとの見直し ・除去食・代替食の提供 など

## 12 保護者に用意していただくもの（園のしおり参照）

### （1） 入園時にご用意いただくもの

- ・児童票（住所・電話・家族構成・保護者緊急連絡先・生育歴・生活調査表・予防接種等）、保険証・医療証コピー、本人・送迎者写真、その他書類一式
- ・着替え一式、歯ブラシ、ビニール袋、靴
- ・布団・布団カバー・バスタオル2枚など

### （2） 毎日または適時、持参いただくもの

- ・口拭きタオル、汚れ物入れビニール袋
- ・着替え補充、歯ブラシ、シーツ、バスタオル、カラー帽子 など

### （3） 服装について

- ・動きやすく、肘、膝が曲げやすい服装、靴下、自分で着脱しやすい靴
- ・薄着の習慣をつけましょう。
- ・紐やフード、スカート付ズボンは危険につながるのを避けてください。
- ・Tシャツ、薄手のトレーナー、ズボンなど、柔軟性があり着脱しやすいもの。

(4) その他ご用意いただくもの

- ・沐浴、水遊び用バッグ、ラップタオル（ゴム入りタオル）
- ・行事で使う衣類（上は黒か白、下は黒でお願いすることが多いです）
- ・遠足の際は、弁当箱、食具（2歳児は水筒・リュック）
- ・冬場は、外遊び用の上着（フード無し、分厚過ぎず安全に動けるもの）

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・ICカードの打刻は保護者が行ってください。紛失の際は、すぐ申告してください。
- ・9時までに登園しましょう。過ぎる時は、必ずご連絡下さい。  
(連絡がない場合は、園から安否確認させていただく場合があります)
- ・24時間以内に38.0℃以上の発熱が出た場合や解熱剤を使用している場合は登園をお控えください。  
  
朝の視診時、その場で検温をさせていただく場合があります。ご了承ください。
- ・感染症等の疑いがある場合、登園時、受診をお願いすることがあります。
- ・登園時、保育士と保護者で情報を共有し、朝の視診を必ず受けてください。
- ・視診時、ご家庭の様子をお伝え下さい。(健康状態・怪我・心理状態等)

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・降園時、お迎え時間の変更、引渡者の変更の場合は事前にご連絡下さい。
- ・引き渡し後は、保護者の責任の下、安全に降園してください。
- ・引き渡し時に、お子さんの保育園での様子をお伝えします。
- ・廊下の掲示物等は必ずお読みください。
- ・玄関から園児が一人で外に出たり、道路への飛び出しがないようにしてください。

#### 14 保育園と保護者との連携について

保育は、保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら、家庭との連携を密に行います。  
心配なこと、分からないことは遠慮なくいつでも職員にお尋ねください。  
・ルクミーノート、園だより、クラスだより、保育参観、希望により個人面談など

#### 15 健康診断、健康管理について

##### (1) 健康診断

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(第 23 条)に規定する児童の健康診断を学校保健安全法(令和元年 7 月 1 日文科省令第 9 号第 6 条)に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断 全園児 年 2 回 ・ 園児歯科健診 全園児 年 2 回

##### (2) 健康管理、病気のときの対応

- ・登降園時保護者の方の、手指消毒やマスク着用をお願いする時があります。
- ・保護者の方が感染症に罹っている場合の送迎は、保育園にご相談下さい。
- ・体温測定は、年齢・体調に応じて適時おこないます。
- ・毎月身体測定を行い、個別に測定値をお知らせします。
- ・発熱時は 37.5℃を目安に保護者にご連絡させていただきます。(個別対応有)
- ・下痢や嘔吐が複数回あり、普段と様子が違う場合や咳などで食事が摂れず眠れない等全身症状が悪い場合は保護者にご連絡しお迎えをお願いすることがあります。  
また、感染症流行時は蔓延を防ぐ為にも受診をお願いします。
- ・予防接種後、当日の登園はお預かりできません。
- ・外遊びができない状態の時は、できるだけ自宅で療養してください。

- ・「登園許可証」・・・感染症等に罹った場合、A:医師又は、B:保護者記入の登園許可証が必要で  
す。許可証がないと登園できません。
- ・園での与薬・・・原則的に与薬は行いません。ただし、医師が必要と判断した  
慢性疾患については、医師の「指示書」「保護者の依頼書」一回分の薬は  
お預かりします。事前に保育園にご相談下さい。
- ・園での怪我等で、受診が必要な場合は、保護者と連絡を取り、保護者の意向を  
確認のうえ受診いたします。急を要する場合は園判断の時もあります。

## 16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症  
対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のため  
の衛生管理を適切に実施します。

- ・園での予防対策  
手洗いうがい・手指消毒・接触感染予防・常時換気・園内外の消毒・抗菌布団
- ・発生した場合は、玄関・園内掲示で周知。急用時はルクミーのおたよりで発信。

## 17 障がい児保育について

- ・障がい児保育を実施する場合の方針・・・事前に面談を行い、「その子」にとって望ましい環境を提  
供する。保護者と相談し、障がいの状況により、実年齢でない保育を提供する時がある。必要があれ  
ば、保育士の加配を鶴見区こども家庭支援課と相談し保護者の承諾を得る。また、横浜市東部療育  
センター・横浜市総合リハビリセンター・横浜市特別支援教育総合センター・横浜市中心児童相談  
所・関係機関病院等と連絡、情報の共有を図り、より良い発達を促せるようにする。
- ・留意点・・・保護者と常に連絡を密に取り合うことで、保護者が安心して預けられるようにする。他児  
の関わりも大切にしていくと共に他児が障がいに対する偏見を持つことがないよう保育をする。

## 18 医療的ケアが必要な児童の保育について

医療的ケアが必要な児童を保育する場合の留意点

保護者との連携を取りながら、受診の必要な場合は保護者の意向確認をしながら受診する。個別対応が必要な場合は個別対応の体制を整える。

## 19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 医療機関の名称 | つるみクローバークリニック                       |
| 医 院 長 名 | 関口 健志                               |
| 所 在 地   | 横浜市鶴見区下末吉 6-3-25 クリニックセンター三ツ池公園 102 |
| 電 話 番 号 | 045-572-1900                        |

## 20 嘱託歯科医

以下の医療機関（歯科医）と嘱託歯科医契約を締結しています。

|         |               |
|---------|---------------|
| 医療機関の名称 | 新村歯科医院        |
| 医 院 長 名 | 新村 信一         |
| 所 在 地   | 横浜市鶴見区馬場1-8-1 |
| 電 話 番 号 | 045-571-5566  |

## 21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

|        |                |
|--------|----------------|
| 地域防災拠点 | 馬場小学校          |
| 広域避難場所 | 東寺尾配水池および松陰寺一帯 |
| その他    | 馬場地域ケアプラザ      |

## 22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

### <近隣の緊急連絡先>

|           |            |                 |
|-----------|------------|-----------------|
| 警 察 署     | 鶴見警察署      | 電話 045-504-0110 |
| 消 防 署     | 鶴見消防署      | 電話 045-503-0119 |
| 児 童 相 談 所 | 横浜市中心児童相談所 | 電話 045-260-6510 |

## 23 非常災害時の対策

非常災害時、防災に関する具体的な計画を立てています。

発生時、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難訓練及び消火訓練、救急その他必要な訓練を実施しています。

|                   |                                                     |
|-------------------|-----------------------------------------------------|
| 防災訓練（避難訓練・大規模災害等） | 火災、地震、初期消火、通報、広域避難場所、引渡し等<br>行政に避難確保計画、消防計画提出 月1回以上 |
| 安全指導              | 不審者対応訓練、交通安全指導、保健衛生指導 月1回以上                         |
| 防災設備              | 消防用設備点検(株)アズテック防災、防火管理者：高内彩<br>消火器、誘導灯、セコムセンサー等     |

## 24 賠償責任保険の加入状況

万が一の事故等に備えて法人で全員加入しています。（保護者負担金はありません）

|       |              |                 |
|-------|--------------|-----------------|
| 保険の種類 | 普通傷害保険       | 統合賠償責任保険        |
| 保険の内容 | 死亡・後遺障害      | 施設業務・生産物・身体財物共通 |
| 保険の金額 | 1億5,200万円/1名 | 10億円/1事故        |

## 25 業務の質の評価について

|                                     |                                                               |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| <b>保育所の自己評価</b><br><b>公表方法：園内掲示</b> | <b>実施方法：職務別自己評価・クラス評価に基づき、<br/>年 1 回の自己評価を実施</b>              |
| <b>外部評価</b><br><b>公表先：ホームページ</b>    | <b>実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審</b><br><b>実施回数：5年に1回（令和4年度 受審済）</b> |

## 26 苦情相談窓口

ご意見・ご要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|           |                                  |                          |
|-----------|----------------------------------|--------------------------|
| 相談苦情受付担当者 | 主 任 達城 友愛      電話番号 045-633-1303 |                          |
| 相談苦情解決責任者 | 園 長 高内 彩      電話番号 045-633-1303  |                          |
| 第 三 者 委 員 | 中西 英一                            | 電話番号 045-501-3021        |
|           |                                  | 役職：鶴見中央地区民生委員児童協議会主任児童委員 |
|           | 小川 京子                            | 電話番号 090-2237-2946       |
|           |                                  | 役職：元市議会議員                |

## 27 連携施設 卒園児 8 名分の連携枠を確保しています。※別表

協力概要：三歳児入園特別枠、交流保育、保育支援、職員交流等

## 28 地域の育児支援について

・見学案内 ・育児相談 ・給食、離乳食試食 ・年齢別交流 ・行事参加など

## 29 その他保護者に説明すべき事項

・職員の資質向上の為、人権擁護や虐待に関する研修を年 2 回以上行っています。  
関係機関と連携を取り、お子さんを守る措置、対応をする場合もあります。

・年間行事計画により、保護者参加行事、お弁当の日があります。

・土曜日の行事に、全体職員会議、研修等をする場合があります。該当日に保育ご希望の方はご相談ください。

- ・住所、勤務変更、認定変更等がある時は、園まで速やかにご連絡ください。
- ・大雨、強風、台風、雪等で交通機関に乱れが生じる恐れがある場合、  
感染症流行拡大時の無理な登園は控えてください。また状況に応じて  
早目のお迎えをお願いする場合や休園にする場合があります。

2025 年 7 月 1 日改訂版

【重要事項 同意書】

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

2025 年 8 月 19 日

保育園名： 桑の実馬場保育園

所在地： 横浜市鶴見区馬場 1 丁目 20-12

説明者職名： 園 長 高内 彩

私は書面に基づいて桑の実馬場保育園の利用にあたっての

重要事項の説明を受け、同意しました。

2025 年 月 日

児童名： \_\_\_\_\_ .

保護者の住所： \_\_\_\_\_ .

保護者氏名： \_\_\_\_\_ 印（署名でも可）

児童から見た続柄： \_\_\_\_\_ .